

医薬品である覚醒剤原料の取扱い等について(覚醒剤取締法の改正について)

医療用麻薬と医薬品である覚醒剤原料(以下「医薬品覚醒剤原料」という。)の規制の均衡を図るため、覚醒剤取締法が改正されました(施行日：令和2年4月1日)。法改正により医薬品覚醒剤原料の薬局における取扱い等が変更されました。改正の概要は以下のとおりです。

□ 改正の概要

(1) 交付・調剤済みの医薬品である覚醒剤原料の患者等からの譲受規定の新設

患者が服用しなくなり不要となった交付・調剤済みの医薬品覚醒剤原料(以下「調剤済医薬品覚醒剤原料」という。)について、患者やその相続人等から譲受可能*となりました(法改正前は、譲受不可)。譲受した際は「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書」を所管の保健所に届け出てください。なお、患者やその相続人等から不要のため譲受した調剤済医薬品覚醒剤原料は廃棄しなければなりません(再利用は不可)。廃棄の手続きは、(2)のとおりです。

- * 医療機関(病院や診療所等)は自らが交付・調剤した調剤済医薬品覚醒剤原料しか譲受することができません。
- * 薬局は自ら調剤した調剤済医薬品覚醒剤原料に限らず、他の病院や薬局等が交付・調剤した調剤済医薬品覚醒剤原料も譲受することができます。

(2) 交付・調剤済みの医薬品である覚醒剤原料の廃棄届の規定の新設

調剤済医薬品覚醒剤原料は、保健所職員の立会いをすることなく、廃棄可能となりました(法改正前は、規定なし)。調剤済医薬品覚醒剤原料の廃棄後30日以内に「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書」を所管の保健所に届け出てください。なお、従前どおり、使用する見込みがなくなった・誤調剤した医薬品覚醒剤原料等は、「覚醒剤原料廃棄届出書」を所管の保健所に届け出て、保健所職員立会いの下、廃棄してください。

※裏面の廃棄チャートとQ&Aについても、御確認ください。

(3) 帳簿を備え、必要事項の記入義務化

医薬品覚醒剤原料について、帳簿を備え、必要事項の記入が義務化されました(法改正前は、規定なし)。記入事項は、①譲受・譲渡・交付・廃棄した医薬品覚醒剤原料の品名及び数量、年月日②事故届等により届出をした医薬品覚醒剤原料の品名及び数量、年月日です。帳簿は、最終の記入をした日から2年間保存してください。

(4) 各種届出や譲渡証・譲受証の様式改正

全ての条文において、「覚せい剤」から「覚醒剤」に改正されました。それに伴い、各種届出や譲渡証・譲受証の様式が改正されました。

(5) 自己の疾病の治療目的の携帯輸出入に関する規定の新設

厚生労働大臣の許可を受けた場合、自己の疾病の治療の目的で携帯して医薬品覚醒剤原料を輸出入可能となりました(法改正前は、携帯輸出入不可)。詳細は、各地方厚生局麻薬取締部にお問合せください。

改正の詳細は、東京都福祉保健局健康安全部薬務課ホームページにて御確認ください。

URL <https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/iyaku/sonota/toriatsukai/kakutori houkaisei.html>



医薬品覚醒剤原料 廃棄チャート（錠剤、カプセル等）

薬局用

処方箋等

調剤

交付

全量施用

一部施用した残り分

全量施用しなかった
場合

患者等が薬局へ残り
分を返却

譲受届出書届出後、廃棄
調剤済覚原廃棄届書 (※1)

患者等が受け取りに
来ない場合

再利用

帳簿に戻入記載 (※2)

再利用しない

調剤済覚原廃棄届出書 (※1)

覚醒剤原料廃棄届出書 (※3)

調剤中の汚染、誤調剤

回収可

覚醒剤原料廃棄届出書

調剤前の事故（喪失、
盗難、所在不明等）

回収不可

覚醒剤原料事故届出書

調剤中に発生した1単
位未満の残り

覚醒剤原料廃棄届出書

使用期限切れ、業務廃
止により不要なもの

覚醒剤原料廃棄届出書

（注釈）

※1 「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書」及び「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書」をここでは、「譲受届出書」及び「調剤済覚原廃棄届出書」という。

※2 「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書」の提出は不要

※3 ファクシミリ等により処方箋情報の送付を受けて調整等したが、処方箋原本を入手できなかった場合

【Q1】患者又はその相続人等から調剤済みの医薬品覚醒剤原料の返却を受けた場合の
手続き方法について教えてください。

【A1】

- ①から③の手順で手続きを行ってください。届出書の提出先は、所管の保健所です。
- ① 「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書」を提出します。
- ② 届出後、概ね1週間以内に当該医薬品覚醒剤原料を他の職員の立会いの下、回収
不能な方法で廃棄します。
- ③ 廃棄後、30日以内に「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書」を
提出します。

【Q2】「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書」と「交付又は調剤済
みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書」を同時に提出又は同封して郵送できますか。

【A2】

「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書」と「交付又は調剤済
みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書」を同時に提出又は同封して郵送することは
できません。

なお、「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書」は患者又はその
相続人等から返却を受けた医薬品覚醒剤原料を廃棄する前に提出してください。